

東京都福祉保健局に対する要望書への回答説明会記録

1. 日時：平成22年10月25日(月) 10:00～11:00

2. 場所：東京都庁第一本庁舎 33階 S-2会議室

<福祉保健局 出席者>

福祉保健局 総務部 企画計理課
同 少子社会対策部 家庭支援課
同 少子社会対策部 保育支援課
同 障害者施策推進部 精神保健・医療課
同 障害者施策推進部 計画課
同 医療政策部 医療政策課

病院経営本部 経営企画部 総務課

<東京LD親の会連絡会出席者>

けやき 3名

にんじん村 2名

くじら 2名

要望書回答【福祉保健関係要望項目】

1. 早期発見、早期支援について

(1) 乳幼児健診 回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

研修については、毎年定期的に従事者と都の担当職場の職員を対象として10回開催している。この他に乳幼児の発達の仕方や低出生体重児の成長発達、発達障害児の理解とその支援等、育児支援までの視点を入れた、乳幼児健診のポイントがテーマの研修を毎年必ず取り入れるようにしている。なお母子保健研修は、母子保健支援事業として行っている。研修だけで事業を行っていないので、毎年それぞれのテーマの費用はお知らせできない。了承願いたい。

(2) 乳幼児健診後の発達支援と家族支援 回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

母子保健研修で発達障害の支援体制の研修を実施する際でも、必ず各地域で紹介を行っており、今後も継続していきたい。また平成20年度より実施している「子どもの心診療支援拠点病院事業」の中で発達障害を始めとする子どもの心の問題について、相談支援活動に向けての人材育成、都民の理解促進のための呼びかけのフォーラムを実施している。

(2)(5)(6) 障害者施策の立場から 回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

東京都では、平成19年度から平成21年度まで発達障害児者について先駆的な支援の取組みをモデル的に実践し、その分析・検証を行うことで発達障害児者に対する有効な支援手法の確立を図ることを目的とした「東京都発達障害者支援開発事業」を実施してきた。その中で成長段階に応じた支援手法を開発するため、平成21年度においては早期発見・早期対応や、家族支援プログラム等の複数のモデル事業を実施し、その成果については、発達障害者支援モデル事業最終報告書等として区市町村に紹介するなど、区市町村における支援体制整備に取り組んできた。

また今年度から「障害者施策推進区市町村包括補助事業」において、区市町村における発達障害児(者)の早期発見・早期支援に対する取組みへの支援を開始した。ここでの区市町村の取組みにおいて保健所、幼稚園、小中学校、学童クラブ、児童館、子ども家庭支援センター等、関係機関への支援、連携を進めていくことにより、乳幼児期から成人期まで切れ目のない適切な支援を一貫して受けられる発達障害者支援整備の推進を図っていく。

(3) 保育園、幼稚園について、就学前の支援 回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

現在、区市町村において5歳児検診に限らず、3歳児検診以降の検診や発達相談、保育機関との連携は区市町村の特性に合わせて独自の施策を実施している。都としては、母子保健研修を通じて正しい知識の普及や検診の充実のために、区市町村の保健医療従事者に対して情報提供や研修を実施している。区市町村が実施する乳幼児健康審査においては、疾病を早期に発見し適切な相談指導が行われるよう、今後も保健医療従事者に情報提供や研修を行っていくつもりである。

(3) 保育園、幼稚園、就学前の個別支援について ~ 回答:(総務部 企画計理課)

継続的で正確な評価に基づく支援計画の作成と小学校の間の継続的支援の分について教育庁で個別の支援計画の活用ということを始めしており、午後、教育庁から回答する。

(4) 保育園、幼稚園での理解と支援体制 回答:(少子社会対策部 保育支援課)

保育所における保育は、区市町村が実施主体となっている。障害児保育については、様々な障害および程度に対応できるよう必要な人件費、物件費が地方交付税として区市町村に財政措置されている。東京都は障害児を受け入れるために必要な施設改修等を実施するなど、区市町村が主体的に取り組む事業に対して「子ども家庭支援区市町村包括補助事業」により財政支援を行っている。

(5) 身近な地域での診察等の相談窓口の設置 回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

子どもの心にかかわる様々な問題については子どもと接点のある地域の保健、医療、福祉、教育関係機関が連携して適切な対応、支援を行うことが重要だと考えている。そのため東京都は平成20年7月から「子どもの心診療支援拠点病院事業」を開始し、地域の関係機関への専門的な支援を実施している。

(6) 二次障害の早期発見 ~ 回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

子どもの心にかかわる様々な問題については、子どもと接点のある地域の保健、医療、福祉、教育関係機関が連携して適切な対応、支援を行うことが重要であり、そのため東京都は平成20年7月から「子どもの心診療支援拠点病院事業」を開始し、地域の関係機関への専門的な支援を実施している。

また、虐待や暴力問題等に関しては、区市町村の子ども家庭支援センター、東京都の児童相談所、保健機関等との連携等、関係機関が一体的に対応できる体制を整備してきているところである。また、必要に応じて精神保健福祉センターの活用等も従来から行っている。

2. サポートファイルの普及 回答(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

東京都では平成19年度から平成21年度にかけて発達障害児(者)について先駆的な支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を行うことで、発達障害児(者)に対する有効な支援手法の確立を図ることを目的とした「東京都発達障害者支援開発事業」を実施した。その中で関係機関から児童に関する支援情報を蓄積し、保護者及び支援を行う関係者が共有情報として活用できるような仕組みづくりに取り組んでおり、その後この成果については発達障害者支援モデル事業最終報告書等により区市町村に紹介した。今後も区市町村との連携を図っていく中で、先進的な区市町村の取り組み事例を他の区市町村へ紹介するなど、各自治体における取り組みを支援していく。

3. 医療機関の増設と診療体制の充実について

(1) 都立小児総合医療センター児童・思春期精神科について

回答:(病院経営本部 経営企画部 総務課)

梅ヶ丘病院移転後においても「子どもの心診療拠点病院事業」は梅ヶ丘病院と同様の事業内容で実施しており、体制やスタッフについては小児総合医療センター全体で取り組んでいる。

回答：(少子社会対策部 家庭支援課)

「子どもの心診療拠点病院事業」については現在実施中であるが、平成20年度から22年度までの3年間の国のモデル事業であり、都立病院の再編移転問題に伴って病院の移転があったが、基本的に委託事業内容は同じである。ただ、この3年間で研修や実習などのメニューを拡大し、発達障害を含む子どもの心の問題に関わる人材育成や普及啓発、関係機関連携等の事業を充実強化しているところである。

研修事業や講演会、実習受け入れ、関係機関連絡会等、この「子どもの心診療拠点病院事業」のなかで様々な事業を行っているため、正確なスタッフ数を出すことはできないが、医師、看護師、ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、保育士等、委託先の病院のあらゆる職種のスタッフを活用して、病院全体で事業に取り組んでいるところである。

回答：(病院経営本部 経営企画部 総務課)

原則として、小児医療センターの児童・思春期精神科は18歳未満の患者を対象としているが、対応については臨床上の判断に基づいて医師が判断していくものとしている。

(2) 幼児期に地域で専門の知識のある医師に見てもらえる体制づくり

回答：(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

平成20年度から「子どもの心診療拠点病院事業」を開始し、地域の関係機関への専門的支援を実施している。昨年度「東京都発達障害者支援開発事業」の一環として、医療機関等における発達障害児(者)の支援の事例集の作成や講習会等を実施し、医療従事者等への普及に取り組んだ。また今年度は「東京都発達障害者支援体制整備推進事業」の一環として、相談支援研修、医療従事者向け講習会を実施するなど、専門的人材の育成に向けた取り組みを進めている。

～ **回答：(医療政策部 医療政策課)**

東京都において都民の医療と健康保持に寄与するため、医療従事者を対象にその知識と技術の向上を目的として講習会を実施している。また、誰もが身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるように、都内12(島しょ部分は除く)の二次保健医療圏ごとに患者の症状や状況に応じた医療連携を促進し、外来診療から専門的な入院医療、退院後のフォローまで地域で対応できる効率的な医療提供体制の構築を目指している。今後ともすべての都民が、身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるよう、医療従事者の資質向上と地域における医療連携の促進に努めていく。

回答：(病院経営本部 経営企画部 総務課)

小児総合医療センターには児童・思春期精神科、大塚病院には児童精神科外来を設けている。小児専門病院である小児総合医療センターでは、自閉症やアスペルガー症候群、ADHD等、医療面での支援が求められている発達障害について専門的な医療機関としての役割を担っている。小児期に発症し成人になっても診療が必要な方への円滑な対応を図るため、原則として16才から19才までの間は小児総合医療センターが、隣接する多摩総合医療センターや神経病院、その他の医療機関等と密接な連携を行いながら治療を行っている。その後は、役割に応じた最適な医療環境を提供する施設に円滑に引継ぎ、必要に応じて共同で診療を行っている。

回答：(病院経営本部 経営企画部 総務課)

地域において発達障害児者への支援体制を整備する中で、都立病院としては小児総合医療センター及び大塚病院において、発達障害児(者)に対する診療を行っている。発達障害児(者)の支援については発達障害者支援センターを拠点とした相談支援等を行っており、病院経営本部としては福祉保健局とも連携して、都立病院における発達障害児(者)への医療的サポートを進めていく。

(3) 「医療機関における治療支援の実態調査」の結果について

回答：(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

平成20年度の医療機関における「発達障害者支援実態調査」の結果等を受け、平成21年度には、発達障害者の支援を行う医療機関の一層の確保を図ることを目的に、「発達障害者医学的支援手法の開発事業」を実施した中で、「医療機関における発達障害者支援事例集」を作成した上、関係医療機関等へ配布し、実際の支援事例について紹介した。また本事例集を教材として、平成22年3月には医療従事者のための発達障害研修を4日間にわたり実施し、計149名の医療従事者の参加があった。

4. LD等発達障害に関する研修について

- (1) 保育士、保健師等へのLD等発達障害についての研修のお願いと実績
 - (2) 小児科医、精神科医、一般の医師、看護師、心理士、作業療法士、言語聴覚士へのLD等発達障害についての研修
 - (3) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等、福祉の窓口や現場の人たちに、研修
 - (4) 障害程度区分の判定を行う区市町村の機関の認定調査員等への研修
 - (5) 幼児教育、保育等を業務とする民間企業に対する周知
- (1)～(3)(5)前段について 回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

都内に三か所ある精神保健福祉センターにおいて保健師等と関係機関の職員を対象とし、地域の支援機関の向上を図り、円滑な連携を図ることを目指して研修を実施している。平成21年度は各センターで実施した研修のうち、発達障害をテーマにしたものは計8回開催した。また、これらの研修の一つとして実施した、保健所・市町村職員研修においては、受講者アンケートにて『具体的な事例を通して理解を深めることができた』『わかりやすく理解が深まった』等の声が多く寄せられた。このような研修を継続していくことで、支援者の支援力向上につなげていく。また、発達障害者支援センターは事業の一環として医療機関や民間事業者を含めた関係機関の支援者等に対して講習会を実施して普及啓発を行っている。平成21年度は5回開催した。今年度はこれまでに3回開催し、毎回関係機関等から約2～300名程の多数の参加がある。さらに今年度は、専門的人材の育成を図るため「東京都発達障害者支援体制整備推進事業」の一環として、相談支援研修、医療従事者向け講習会を実施しているところであり、引き続きこれらの取り組みを通して発達障害児者支援について普及啓発を進めていく。

- (5) 後半回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

「子どもの心診療支援拠点病院事業」のホームページは工事中のところが多くなっているが、今後も引き続き研修のお知らせ等をホームページで周知を図っていく。

- (4) について 回答:(障害者施策推進部 計画課)

(障害者施策推進部計画課指導担当からの回答を代読)

現在都では、区市町村や事業所の職員等で障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として、障害程度区分に関する基本的な考え方、認定調査の実施方法、総括的留意事項や調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等について、研修を実施している。研修の実施にあたっては、各障害に共通の認定調査項目について全国一律の方法により公平公正で客観的かつ、正確に調査が行われるよう認定調査員等の資質向上を目指している。今後も以上の研修の中で必要に応じ、障害特性による留意事項等を補足説明するなど、内容の充実を図っていく。

5. 相談、支援の場の確保と評価

- (1) 幼児期からの個別支援計画と支援会議の場、保護者の参画
- (2) 「サポートファイル」の導入と追跡体制の確立

(3) 家族支援の整備

回答：(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

「東京都発達障害者支援開発事業」の区市町村発達障害者支援モデル事業において、成長段階に応じた支援手法を開発するための家族支援プログラムや、地域生活を円滑に行うための地域プログラム等に取り組んだ。その中では、保護者、関係機関等で構成する個別支援会議を開催し、個別支援計画の作成を行うことで継続的支援を図る取組みを実施している。これらの取組み成果については、発達障害者支援モデル事業最終報告書等として取りまとめ区市町村に紹介するなど、区市町村における支援体制整備に取り組んできた。また今年度からは「障害者施策推進区市町村包括補助事業」において各区市町村における発達障害児者とその家族を含む支援体制の整備推進を支援する取組みを開始するとともに、地域の諸支援機関等に従事する支援者の人材育成を目的とした相談支援研修、医療従事者向け講習会を実施しているところである。引き続き地域における、発達障害児者及びその家族への支援力向上のための取組みを進めていく。

6. 発達障害者支援センターの整備・拡充

(1) 東京都発達障害者支援センターの充実と増設

(2) 東京都発達障害者支援センターへのLD、ADHD等の専門的知識を持った職員の配置と増員

(3) 発達障害者支援センターの一層の整備と区市町村への支援手法等の情報提供

(4) 精神保健福祉センター連携と利用者への周知

回答：(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

東京都発達障害者支援センターは、発達障害を有する方とその家族に対する支援を総合的に行う東京都の拠点として相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに関係施設との連携強化等により発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進してきた。またその一貫として、当支援センターにおけるノウハウを生かした支援者育成講座を年に複数回実施し、地域における福祉・保健・医療・教育・就労など幅広い分野の支援者育成に取り組むなど、身近な地域における発達障害児(者)の支援体制の整備を図ってきた。引き続き地域における支援力向上に向けた取組みを進めていく。当支援センターの職員については、発達障害児(者)等の支援の相当の経験及び知識を有するものを配置している。またセンターに寄せられる相談のうち、LDと診断されている方の割合は決して多くはないが、センターではLD障害の特性を踏まえた適切な支援を引き続き行っていく。

精神保健福祉センターホームページのよりわかりやすい表示については、センターと連携を図り、今後検討を進めていきたい。

7. 障害者手帳について

(1) 療育手帳や精神保健福祉手帳を取得した場合のサービスの違い

(2) 精神保健福祉手帳更新の期間の見直しへの働きかけ

回答：(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

精神保健福祉手帳で受けられるサービスについて、療育手帳等と同様のサービスが受けられる様に引き続き関係諸機関へ働きかけを行っていく。またLD等発達障害者の方は障害程度が変化しない場合が多いため、更新期間の見直しを国に働きかけて下さいとの事については、お気持ちとしては理解したいが、精神保健福祉手帳の制度上、難しいものと考えているため、国への働きかけを行うことは考えていない。

8. 障害者基礎年金支給について

回答:(障害者施策推進部 計画課)

国民年金は国民年金法に基づき、すべての国民に共通の基礎年金を支給する制度となっている。都は障害児者の自立生活の基盤が確保できるよう、年金手当制度のより一層の充実を他の自治体とともに国に要望していく。

9. 文書等の改善と窓口対応の配慮について

(1) 申請書、提出書類等の文書理解や記入に関する改善

(2) 窓口対応の配慮と対応の研修について

回答:(総務部 企画計理課)

省庁には様々な書類があり、利用者に使いやすいように見直していくことは大事なことで、我々も心掛けなくてはいけないと考えている。しかし、福祉の制度自体が複雑で、どうしても役所の立場上正確に書かなくてはいけないところもあり、一律に全てわかり易くという事がなかなか難しい。ただ機会がある毎に利用者にわかり易い形で見直していく様、各部署に伝え心掛けようと考えている。

また窓口の対応については、職員研修の中で障害を持つ方に対する研修を行っている。障害を持つ方には様々な特性があるということも理解しているので、そういうことも含めて周知を図って対処していきたい。

10. ライフステージに沿った生涯を通じた支援体制の確立

(1) 乳幼児期から成人にいたるまで、各機関が連携する仕組みの整備

(2) ライフステージに沿った継続支援、関係諸機関への支援

回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

昨年度まで実施した発達障害者支援モデル事業における成果について、発達障害者支援モデル事業最終報告書や発達障害者支援ハンドブックとして作成し、区市町村等関係機関へ配布する等により紹介してきた。また今年度からはこれらの取り組みを生かし障害者施策推進区市町村包括補助事業における各区市町村における発達障害児者支援の体制整備の推進を支援すること等により、地域における各関係機関が連携できる仕組み作りを進めていく。

【質疑応答】

Q:(にんじん村) 6の発達障害者支援センターについての(1)『都では新設、増設は厳しい状況であるなら、分室、支所等の開設をお願いする』という件で、具体的な構想等があるのか。

『複数回の研修をしている』との件で、その実情や、もし回数がわかるならどのぐらいか。

7の(2)『精神保健福祉手帳の更新』の件で、制度上難しいというのは具体的にどの点についてか。

A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課) 1点目の東京都発達障害者支援センター(以下、トスカ)は、東京都の考えとしては支援拠点ということで1箇所までこれまで実施してきた。今、国の施策として発達障害者支援に取り組んでいるが、各地域における支援体制の整備ということで、保健、福祉、医療、就労、教育機関などの幅広い領域分野での支援という中で、ネットワーク化するような形で横の連絡も取れる様な、切れ目のない一貫した支援、ライフステージを通じた支援を目指していく事で考えている。基本的には地域単位で、まずは区市町村ごとの取り組みを充実させていきたい。そこで相談支援という入口の部分が、地域ごとにある程度できるような体制を区市町村の中に確立できる様に目指して、都として区市町村を支援しているところであり、そこが

充実していく結果として、東京都としては発達障害者支援センターの増設の予定は今時点考えていない。区市町村における取組みが充実し、そこで一定程度の対応をしっかりとできるようにする、という事が第一義として考えている。そこでどうしても困難なケースがあれば、都の拠点としてのトスカが区市町村の支援をバックアップしていく。

支援者育成講座の年複数回実施は、昨年度は5回(年によって1~2回の差あり)、都内区部、多摩部、都外周辺の医療関係者等のご参加も若干あり、おおよそ1000名程度の参加があった。今年度はこれまで3回実施している。

手帳制度について、現行精神保健福祉法上規定される中で、各都道府県等で「運用」実施しているところである。LDの障害の方々のお立場に立てばよりきめ細やかにと言うお気持ちだと言うが、精神保健福祉手帳の対象範囲は精神障害、領域としても広く想定されていることから、その中においてより細分化するような制度にすると、実施面において非常に複雑になってしまうところもある。今時点の制度でも、申請者の方々にとっては、各内容が多岐に及んで煩雑であるとか、用意するものが多く大変だとか、事実ご苦労されている。そういったところを制度としてより細分化する(有効期間をまた別立てで設定する)事になれば、個別に切り出し見極めて、また審査して返して...となり、事務執行的に見ても非常に煩雑になり、場合によっては事務手続き中に誤り等が生じて、結果的に手帳交付までに時間がかかってしまうリスクもある。ということで事務的な面でも難しさがあるのではと思っている。将来的に国の障害者総合福祉法改正の件もあるし、本制度も含めてどうなっていくか今時点ではわからないが、ご要望いただいた事に関しては非常に難しいと考えている。

:(にんじん村) 今過渡期と言うことで、基幹的な所から地域へ移行していく所の難しさもよく存じ上げているし、行政の事務の煩雑さも加わる都側の状態も理解できるが、過渡期における、私どもの困難さについてもご承知おきいただきたい。

Q:(けやき) 発達障害者支援センターの増設の件で、先ほどの質問に集中してしまって申し訳ないが、今東京都の中で何ヶ所の区市町村に設置されているかということと、設置されて稼働し広く支援が広がっている所もあれば、まだ全然開設されていない所もある。その格差について東京都ではどのような対策を考えているのか。

LDの障害名でトスカに相談する方が少ないと耳にするが、とても気になっている。というのは広汎性発達障害の中にも、アスペルガーの中にも読み書き障害の方がいる。我々の会でもLDだけではなく色々な発達障害の方がいるが、たとえ医療的な診断ができていなくても読み書き計算に障害がある人たちもいる。LDの相談者が少ないという様に障害名だけで対応せず、実態や悩みや対応方法というところで判断していただきたいと思う。その点についてどのようにお考えか。

A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課) 各区市においての発達障害者支援センターの件、名称も様々で、所管部署も子ども家庭支援センターのような領域に実質的な拠点を置くところもあり、申し訳ないが各区市がどういう拠点を持っているかは実数として把握できていない。確かに今の現状では、各区市ごとの取組み状況や実情は多様である。回答の場でもお話しさせていただいたが、東京都としては、区市町村が支援拠点を決めて、そこを拠点として地域の各教育機関・医療機関・その他福祉機関が連携できるような仕組みを作れるような情報提供を考えている。どう取り組んでよいかわからない区市町村には、昨年度のモデル事業等からのヒントを情報提供していく。そのヒントを得て市区町村が実際のアクションを起こそうとした時に、財政的支援としての運営費補助を今年度からメニュー化し始めたところである。また区市町村単位に地域支援をがんばって下さいと、旗を振っているだけでは難しいので、広域的な自治体としての東京都が各区市町村の医療従事者、福祉機関の方々、教育関係者に広く声をかけて、LDを含めた発達障害全般の研修を行い、まず支援者育成を推進・実

施しているのが現状である。

広汎性発達障害やアスペルガー症候群の方の中にも読み書き障害のお子さんがいるという話だが、トスカとしてはいずれかの切り分けで相談者の統計をとる必要があり、それを診断名としたという事である。診断がついたからということではなく、そこは福祉サービスの面において実際はどうかということを個別のケース、支援計画の中に見極めて専門従事者が対応できるような形を作っていく必要があると考えている。

:(けやき) 5%と聞くたびに、ズキッとくるのでお話しさせていただいた。人材育成ということで、本当に地域の時代だということを私たちも認識している。そういうことを頭に入れながら、今後も会の活動をしていきたいと思う。

Q:(くじら) 3の(1)で、「子どもの心診療拠点病院事業」は3年間の国のモデル事業ということで、今年度でモデル事業としては終了し、国からのお金はなくなってしまうと思うが、今後東京都としてこの事業をどのような形で展開していくのか、国の方はどのような考えでこのモデル事業を実施したのか確認したい。

A:(少子社会対策部 家庭支援課) 「子どもの心診療拠点病院事業」についてスケジュール的には予算要求段階なので確実なことは申し上げられないが、この事業はもともと3年間で22年度までとなっていたが、国の方では本格実施のためのモデル事業として始めており、今後そのような要求をしていると聞いている。東京都としても、国が担当しているものを継続できるように予算要求をしている状況である。事業の中身は委託事業だが、旧梅ヶ丘病院、小児総合医療センターに大変工夫し拡充して実施してもらっているところであり、引き続き良い事業ができればと思っている。

Q:(にんじん村) 4の(5)、「子どもの心診療支援拠点病院事業」のホームページだが、現在トップページの8タイトルのうち6タイトルが工事中であり、その中でも「よくあるご質問」や「学術実績」、「本のご案内」等は閲覧者が利用してみたいと思う内容であるので残念である。東京都が発行した「発達障害者支援ガイドブック」については、内容が充実しており貴重な資料だと思うので、(関係機関には配布されているとの事だが)内容をホームページに載せたりして、どの方が見ても広く啓発的でわかりやすいサイトにしていただけるとありがたい。工事中はいつ頃なくなるのか。

A:(少子社会対策部 家庭支援課) 言い訳になるが、開設自体が部分的に順次開設しているため、身内のことで申し訳ないが正直この事業もよくここまで拡充してやっていると思っている。少し遅れているが、梅ヶ丘の時のホームページには「子どもの心診療支援拠点病院事業」が別にあって、用語の解説や参考資料のご紹介等もしていたので、少なくともそのレベルに早いうちにできる様に伝えていく。

:(にんじん村) こちらは素人なので、なぜ梅ヶ丘のホームページにあって、「子どもの心診療支援拠点病院事業」のホームページに移せないのかと単純に疑問に思っている。是非早く、皆様の目に良いものが広く触れられるようお願いしたい。

:(けやき) 実は3つの会で東京都内にある就労支援56機関の調査の報告書をまとめている最中で、発達障害のことがよくわからないという支援機関が多い。トスカが行う講習会をあてにして、勉強する一つの手段として使っているようなので、トスカは人数も少ないが発達障害についての症状や対応の仕方、就労に関するようなことまで勉強して対応していただくと、発達障害の子ども達は就労して自立する道に近く、将来的には納税者になる可能性が非常に高いので、支援をよろしくお願いしたい。

謝 辞

以 上